

全国児童健全育成事務担当者会議 追加資料

平成19年3月20日（火）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

追加資料目次

【放課後子どもプラン関係】

1. 「放課後子どもプラン」疑義回答（資料P91）…………… 1

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

2. 「平成19年度児童環境づくり基盤整備事業（児童育成事業推進等対策事業）
の協議等について」（案）（資料P205）…………… 13
3. 地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）…………… 19
[平成19年度児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（案）の別添9]（資料P139）
4. 地域子育て支援拠点事業補助金交付申請・実績報告様式（案）…………… 26
[平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱（案）の別紙様式2及び別紙
様式5の該当部分]（資料P165、170、193、198）

【参考資料】

1. 平成18年度「つどいの広場事業」実施状況
2. 平成18年度「地域子育て支援センター事業」実施状況

【放課後子どもプラン関係】

「放課後子どもプラン」疑義回答

○放課後子どもプラン全体について

【基本的考え方】

質問番号	都道府県	質問	回答
1	新潟県	教育委員会が窓口になるにせよ、福祉本部局が窓口になるにせよ、取りまとめの窓口が今後どの程度の役割を果たさなければならないのか不安である。窓口になる部局に今後どの程度の役割が求められるのかご教示願いたい。	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の6(5)のとおり、都道府県の主管部局においては、推進委員会の事務局、研修会の開催、国への補助金申請事務等を行い、市町村の主管部局においては、運営委員会の事務局、事業計画の策定、都道府県への補助金の交付申請事務、放課後対策事業の実施等を行うこととしている。
2	兵庫県	放課後子どもプランでは、全小学校区を対象に「両事業を実施する」が大きな目標となると考えられるが、当分の間、地域の実情等により「いずれかの事業を実施する」、「いずれの事業も実施しない」とする選択肢はあり得るか。【同旨：京都市、東京都、静岡県】	全国厚生労働関係部局長会議資料P30参照 「放課後子どもプラン」では、できるだけ両事業の実施を検討いただきたいが、いずれかの事業のみの実施となっても差し支えない。また、「プラン」については、市町村に実施義務があるものではないが、地域のニーズを適切に把握し、ニーズがある限りは積極的に実施いただきたい。
3	香川県	土曜日における放課後児童対策をクラブ(留守課程児童対象)と教室(全ての児童対象)でそれぞれが補い合って実施することは可能か。(例えば、「月～金はクラブで土曜日は教室など」)	利用者のニーズに応じた事業の実施をお願いしたい。 なお、放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する。

【事業計画】

質問番号	都道府県	質問	回答
4	神奈川県	放課後子どもプランの事業計画の策定は、補助金交付申請の必須条件となるか。また、いつまでに策定しなければならないのか。【同旨：福島県、新潟県、愛知県、秋田県、香川県】	「放課後子どもプラン」の基本的考え方」の5(1)のとおり、事業計画の策定は任意である。
5	札幌市	21年度までの事業計画を策定することとなっていますが、その後の事業計画については、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画と統合して策定することや、数値目標を設定すること等を想定しているのかを教えてください。	現在のところ、次世代育成支援対策推進行動計画の後期計画の中に位置づける方向で考えている。

○放課後子どもプラン全体について

【実施形態例】

質問番号	都道府県	質問	回答
6	新潟県	地域子ども教室と放課後児童クラブを一体的に運営している取り組み例を教えてください。	両省の広報誌である教育委員会月報3月号及び月刊厚生労働3月号に、いくつかの自治体の取組例を紹介しているので、参考にされたい。
7	大阪府	2月7日放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料P22「放課後子どもプラン」の実施場所・実施形態の例において③「同じ建物内・同じ部屋で、一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの国庫補助対象となるのか。【同旨：北海道、大阪市、岡山市】」	放課後児童クラブの国庫補助の可否については、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているか否か、個々のケースに応じて総合的に判断する必要があるものと考えており、実施形態のみで判断することはできない。

【児童館】

質問番号	都道府県	質問	回答
8	石川県	児童館事業と放課後子ども教室事業の違いについて 児童館で教室事業を実施した場合、児童館事業と子ども教室事業で類似する事業等もあると思われるが、その違いと、事業の区分の方法はどのようなものか？ また、地域によっては、児童館を中心に子どもの居場所づくりを進めてきたところも多いが、児童館の「放課後子どもプラン」へのかかわりはどのようなものか。【同旨：長野県】	児童館を活用して放課後子ども教室を実施する場合には、児童館の本来事業との区別を図るため、児童館職員とは別に、放課後子ども教室を担当する安全管理員や学習アドバイザーを配置し、これらの者が様々な体験・交流・学習などの活動の提供を行う必要がある。 なお、児童館職員が放課後子ども教室の活動を行う安全管理員や学習アドバイザーのサポートを行うことは可能であるが、児童館職員の人件費については地方交付税で措置されていることから、放課後子ども教室推進事業の補助金の対象経費に含めることはできない。

○放課後子どもプラン全体について

【補助金申請】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
9	神奈川県	国庫補助申請を「放課後子ども教室」分を文部科学省へ、「放課後児童クラブ」分を厚生労働省へ 2回に分けて別々に申請することは可能でしょうか。(本県の場合は、「放課後児童クラブ」(保健福祉部所管)が、「放課後子ども教室」(教育委員会所管)に比べて、予算、実施市町村及び実施箇所が圧倒的に多いため、とりまとめに日数がかかるなどの理由から別々に申請した方が合理的と考えています。)(同旨:宮城県、東京都)	今般、地方自治体等から強い要望を受けて、関係省庁協議の上交付要綱の一本化を図ったところである。国庫補助申請書については「放課後子ども教室」又は「放課後児童クラブ」どちらかの担当部局において、両事業分をとりまとめた上で提出いただきたい。
10	栃木県	補助金の交付決定及び確定の通知書は、両事業共通のものが発出されるとのことであるが、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」に係る国庫補助金の支出会計が一般会計と特別会計に分かれていることから、国庫への返還金が生じた場合は、各事業に関する金額分を別々に返還することになると考えてよいか。(同旨:東京都)	「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」について、交付決定等の通知書は交付要綱等の一本化に伴い連名のものとなるが、各事業の交付決定額、確定額については明確に分ける必要があるため、返還金についても別々に返還することになる。

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
11	山梨県	公立学校施設の財産処分手続きについて 放課後子ども教室推進事業、放課後児童健全育成事業について、実施要綱等が一本化され、「放課後子どもプラン推進事業」という一つの事業になった。 財産処分手続きの方法も、同一の取扱い(財産処分手続き不要)とならないか。	放課後子ども教室は、学校施設としての用途を変更しない範囲での一時的な使用とみなされることが想定されるが、放課後児童健全育成事業は、従来どおり、転用手続きが必要であり、手続方法は異なる。
12	青森県	放課後子どもプランの今後の展開のためには、事業実施市町村に運営委員会が設置され、教育委員会、福祉部局、事業関係者、地域住民が一同にかいして子どもたちの放課後のあり方について考えることが不可欠と思われる。放課後児童健全育成事業のみを実施する市町村において、運営委員会の設置を見送っている例が多いことから、厚生労働省は今後、放課後児童健全育成事業実施市町村に対して、どのような働きかけをしていくのか伺いたい。	運営委員会の設置及び両事業の実施については、両省合同の会議の場等を通じて地方自治体に積極的な設置をお願いしているところ。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【運営費】

質問番号	都道府県	質問	回答
1	岐阜県	市町村が「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)費育成事業費」の運営費の中で小規模修繕をすることができるか。(349千円、シャッター取り付け工事と防犯装置分別工事を予定。新たに土曜日開室とするため、学校内のクラブ室を、学校側と切り離して使用するため。)	施設の改修費等については、放課後子ども環境整備事業で対応することとしており、当該事業の要件に合致する場合は補助対象となる。
2	兵庫県	「子ども教室」と「児童クラブ」の両方実施する場合、事業実施にかかる施設や児童及び関係者にかかる費用や保険料等は補助の対象となるのか。(児童クラブ室⇄放課後教室への参加等の移動時の事故等安全管理と保護者等へ引き渡すまでの間の対応)	補助金の対象経費は、「放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食物費を除く。)」とされており、必要な経費については、実施主体において適切に判断されたい。
3	長崎県	放課後児童クラブの利用児童が放課後子ども教室に参加し、放課後子ども教室の活動を終えて放課後児童クラブに戻ってくるケースがあるものとする。その場合、当該児童が放課後児童クラブで過ごす時間が1,2時間程度であっても、放課後児童クラブの対象児童とすることができるのか。 【同旨:長野県、大分県】	<p>実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たした放課後児童クラブを設置していることが前提であるが、放課後放課後児童クラブの利用児童が放課後子ども教室に参加した場合であっても、放課後児童クラブに登録している児童であれば、対象児童とすることができる。</p> <p>以下のパターン1。(図中の人数は、放課後児童クラブの利用児童数である。ただしパターン2の場合はそもそも補助金の対象とならない。)</p> <p>【パターン1】一部の子どもが放課後子ども教室に参加(放課後児童クラブは実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしているものとする。)</p> <p>※ 放課後児童クラブ対象児童は「○人+△人」である。</p> <p>【パターン2】同じ建物・同じ部屋で両事業を一体的に実施しており、その間に放課後児童クラブの利用児童に対して、生活の場が提供できないなどクラブの機能を満たしていない場合は、実施要綱及び交付要綱の補助要件を満たしていないので、放課後児童健全育成事業等補助金の対象とならない。</p>

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【開設日数・開設時間】

質問番号	都道府県	質問	回答
4	岡山県	開設日数と開設すべき時間の関係如何。また、開設日数加算の補助要件として、原則として8時間以上とあるが、8時間の開所を予定していたが、子どもが全員帰宅したためクラブを開所した場合は、その日について対象外となるのか。【同旨：神奈川県、秋田県、石川県、岡山市】	基準開設日数の250日は、まず①授業日(200日)と②長期休暇(45日)を数え、さらに③クラブ運営上必要な日(5日：土曜日・日曜日等)を足したものである。 実施要綱により、①の授業日については、平均3時間以上、②及び③については原則として8時間以上開所することとしているところ。 なお、開設日数加算の対象となる250日を超える日については、上記から、自ずと土曜日・日曜日等に当たるため、原則として8時間以上の開所を要件としたものである。 また、開設日数とは、市町村の規定やパンフレット等によりクラブの利用が可能であると住民に周知し、利用希望がある場合は対応できるよう、放課後児童指導員や実施場所等の体制を整えている日数をいうため、何らかの理由(例えばインフルエンザで学級閉鎖など)により子どもの利用が実際にはない場合には、適宜開所して差し支えなく、また、その場合であっても補助対象日数から差し引く必要はない。なお、この考え方については、開所時間においても同様である。
5	香川県	新1年生について、小学校の入学式以前は、放課後児童クラブの対象外と考えてよろしいか。	対象である。 小学校の学年は、学校教育法施行規則第44条により、4月1日～翌年3月31日となっており、新1年生が入学式を迎える前であっても、小学校就学児童と解されることから、利用ニーズがある場合は当然受入れる責任があると考えている。保育所との連続性を考慮し、4月1日より受入れを可能にされたい。
6	千葉県	年度途中で新規に開設したクラブがあった場合(大規模クラブを年度の途中で分割した場合における分割後の新たに生じた方のクラブについても同様)、結果的に年間の実際の開設日数が250日に満たなかった場合は補助の対象外となるのか。それとも、年間の開設予定日が250日以上であれば、その年度は250日に満たなくても補助の対象となるのか。【同旨：徳島県】	年度途中で新規開設するクラブについては、翌年度以降、年間250日以上開設することを予定している場合に限り、開設年度においては、次の算式により補助基準額を選定することとする。 $\text{補助基準額} \times \text{開所する月数} / 12$ また、年度途中でクラブを分割する場合は、分割前の開設日数を含めて差し支えない。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【指導員】

質問番号	都道府県	質問	回答
7	東京都	<サービスの内容例>のうち、「適切な指導員の配置」の考え方について教えていただきたい。たとえば、放課後児童指導員は専任ではなく放課後子ども教室と兼任の指導員でもよいのか、また日替わりで放課後児童クラブの指導員が交代してもよいのか、児童一人当たりの指導員数の目安など、具体的に教えていただきたい。【同旨:さいたま市、長野県、長崎県】	国庫補助を受ける場合は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の職員の兼任は不可。指導員の配置や児童一人当たりの指導員数の目安などについては、児童処遇に配慮して、各自治体において適切に判断されたい。

【児童数】

質問番号	都道府県	質問	回答
8	千葉県	児童数71人以上の大規模クラブという場合、「児童数」の考え方として次のいずれであるか。 ①クラブの定員 ②年度の登録数の最高値(登録者数も年間で変動する) ③年度の登録数の平均値 ④年間出席児童数を年間開設日数で割った数【同旨:香川県、大分県、山形県】	③である。児童数の算定方法は現行と同様である。

【大規模クラブ】

質問番号	都道府県	質問	回答
9	石川県	大規模クラブへの補助廃止について 児童数が71人以上のクラブへの補助が3年の経過措置後廃止となるが、年度当初は年間平均児童数70人以下の見込みであったが、年度途中で児童が増え年間平均児童数が71人以上となった場合はどうなるのか？	補助対象外となる。従って、経過措置廃止後に、71人以上の登録児童が見込まれる可能性のあるクラブについては、児童厚生施設等整備費等を積極的に活用し、経過措置期間内にクラブの分割に努められたい。

【手続き】

質問番号	都道府県	質問	回答
10	新潟県	放課後児童クラブを学校の余裕教室で実施する場合、目的外使用の手続きが必要であったが、今後も手続きは必要か。	担当者会議追加資料P13を参照されたい。
11	兵庫県	市町から県・国への補助金の流れについて、申請用紙は別々か同一申請書となるのかは検討中であるが、適正化法上の整理として、証拠書は一本化しても、事業実績等については別々と考えられるが如何。	交付要綱(案)にて、「放課後子ども教室推進事業等」(文部科学省所管分)と、「放課後児童健全育成事業等」(厚生労働省所管分)に分かれており、要綱は1つでも、申請・実績報告において事業ごとに記載することとなる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【専用スペース】

質問番号	都道府県	質問	回答
12	札幌市	同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供と放課後児童クラブとを併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース等が必要とのことだが、専用スペースの定義は何か。【同旨、山口県】	専用スペースとは、子どもが安心して静養又は休息できるよう、生活の場として区切られたスペースである。 なお、間仕切り等により専用スペースを確保する場合には、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意することとし、そのため、例えば、アコーディオンカーテンや衝立により仕切るとは相応しくないと考える。また、放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではないが、生活の場であることを考慮し、常に不特定多数の児童が出入りできるようなスペース(空間)となることは適当ではないと考える。

【分割】

質問番号	都道府県	質問	回答
13	熊本県	クラブの分割とは、具体的にどのようにすればよいのか。 【同旨：滋賀県、いわき市、豊橋市、東京都、船橋市、岡崎市、和歌山市】	クラブの分割とは、①小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つクラブ室を設置する、②現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などにより二つの部屋又はスペース(定義については、質問番号12を参照)を確保し、それぞれに放課後児童指導員を配置するなど放課後児童クラブとしての要件を満たして実施することである。 なお、分割することにより、運営費については両クラブとも補助対象となるものである。また、分割するために必要なクラブの創設経費及び間仕切り等の設置のための改修経費についても補助対象となる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
14	大分県	放課後子ども環境整備事業中、放課後児童クラブ環境改善事業について 対象となる備品は、冷暖房器具や冷蔵庫等生活関連の物品との説明であったが、指導員が事務に使用するパソコンやプリンター、遊びの提供に利用するピアノや積み木、その他テレビ等は対象となるか？また、利用児童の送迎等に利用する車両はどうか？	放課後児童クラブを運営していく上で必要な設備を対象とするものであり、事務用品や遊具、図書等も対象となる。 なお、車両は対象外である。
15	姫路市	児童厚生施設等整備費の国庫補助について 先日の会議において、71人以上の大規模クラブは2クラブで申請するようお話がありました。その場合において 1 補助基準額は2クラブ分の25,000千円ですか、1クラブ分の12,500千円ですか【同旨：山口県】 2 2クラブの形態として、2階建ての1階、2階、平屋で部屋を仕切るなどが考えられますが、この場合 (1) 玄関、トイレ等、各クラブ毎に備えなければならない必須の設備はありますか (2) 平屋で部屋を仕切る場合、可動式のものでもよろしいですか、それとも固定された壁でないといけませんか。【同旨：福岡県】	1 補助基準額は2クラブ分の25,000千円とし、1クラブ毎に協議書(計2部)を作成いただきたい。 2 放課後児童クラブとして備える設備等については、実施要綱(案)に規定しているとおり。 なお、協議書は、各クラブ単位で必要書類を作成いただくことにしているため、平面図上も明確に分けていただきたい。
16	下関市	同じく「放課後児童健全育成事業等実施要綱」のⅡ. 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業)の3. 対象事業(1)放課後児童クラブ設置促進事業の文中、小学校の余裕教室等の既存施設とは、私人の住居を地方公共団体が賃貸借契約で借り上げて改修する場合においても適用できるのか、お示ください。 また、趣旨に「新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設」とありますが、現在実施しているもの、大規模化したため手狭になったことから、別に借り上げて設置する場合にも対象となるのでしょうか、お示ください。	実施主体である地方公共団体が改修する場合には、私人の住居でも対象となる。 別に借り上げて設置する場合には、新たに放課後児童クラブを設置することになるため71人未満であれば対象となる。
17	三重県	放課後子ども環境整備事業の既存施設改修等は、新たに放課後児童クラブを実施するための事業であるが、現在、学校外で実施しているクラブを「放課後子どもプラン」推進のため、小学校の余裕教室へ移転する場合の改修等も対象になると考えてよいか。	移転改修の場合にも対象となる。
18	三重県	放課後子ども環境整備事業の既存施設改修等は、補助金の交付申請が5月末、交付決定が6月以降になるが、クラブを出来るだけ早く開始するために4月に着手(契約)したものでも対象としてよいか。児童厚生施設等整備費補助金でクラブを設置する場合、協議、内示という手続きがあり、内示後に着手することになるが、放課後子ども環境整備事業は内示行為がないため、どの時点で着手してよいか。【同旨：群馬県、高知市、福井県】	「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱及び実施要綱を国の予算成立後できるだけ速やかに発出し、交付申請を受け付けることとしたい。 また、事前協議を行うことは考えておらず、本補助金は事業費であるため、交付決定後でない事業着手できないというわけではなく、各自治体の判断によるものである。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
19	岐阜県	市町村が民間(父母会など)へ運営委託している場合、委託料に備品購入費を含め、放課後子ども環境整備事業の中の(2)放課後児童クラブ環境改善事業の対象とすることができるか。	備品購入費を委託料に含めても差し支えない。
20	北海道	同じ部屋で両事業を実施する場合の補助対象の可否について平成19年度より両事業を新たに実施する場合、放課後子ども教室推進事業における備品整備費と、放課後児童健全育成事業における環境改善事業費(備品費)を同時に受けることは可能か。	環境改善事業費は、国庫補助対象となる放課後児童健全育成事業の実施が前提となるため、同じ部屋で両事業を実施するにはそもそも放課後児童クラブとしての補助対象の可否が問題となるが、この場合、個々のケースに応じて総合的に判断することとしていることから、本事業費についても同様に一概に補助対象となるかどうかは個々のケースによる。
21	群馬県	大規模クラブの分割について ①既存の大規模クラブを分割する場合、「処遇単位」を明確に区分し、適正な管理運営が保てれば大がかりな施設整備は必ずしも必要としない(間仕切りで仕切る程度でよい)とのことだが、具体的にはどのような要件が伴うのか。 また、児童数当たりの必要スペースなどの基準を設ける考えはあるのか。 ②運営主体が同一で施設が隣接等している場合、クラブ毎に専用で設置しなくてはならない設備はあるのか。補助基準上、共用・非共用を明確に区分しなければならない事項とは何か。 (例)2階建て、1階が第1クラブ、2階が第2クラブとなる場合、玄関、トイレ、台所が1階にあり共有となるのでいいのか、など。 ③地域によってはクラブの大規模化が避けられない状況で、分割を推進するにも、既存の大規模クラブ数等からして施設整備が追いつかない見通しであり、加えて、学校は少人数学級制のため空き教室がなく、民間(既存)施設を探すにも、クラブを運営できるような適切な場所がすぐには見つからないのが実情である。大規模クラブの分割について、準備期間(3年以内)を延長する考えはないのか。	①クラブの分割とは、a 小学校の余裕教室の活用などにより別の場所にもう一つクラブ室を設置する、b 現在使用しているクラブ室に間仕切り等を設置する、などによる。 ②実施要綱に定めるもの以外は柔軟に対処願いたい。 ③延長する考えはない。子どものことを考えたら、少しでも早く分割すべきである。
22	新潟県	(会議資料35頁)放課後子ども環境整備事業の対象事業の制限(3)のただし書きについて。分割によって新規に立ち上がるクラブだけではなく、元のクラブも対象になるのか。	この「ただし書き」は、過去に本事業の補助を受けたことがあるクラブを大規模解消のため分割する場合のみ認めるということであり、分割に要した経費の補助基準額は2クラブ分(14,000千円)として算定して差し支えない。
23	静岡県	放課後児童クラブ施設整備に、児童館と同じように改築や拡張を対象とする予定はないか伺います。	予定はない。
24	静岡県	小学校の旧用務員住宅を改修して「放課後児童クラブ」を開設する場合、放課後子ども環境整備事業費の補助対象となるか伺います。	対象となる。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質問	回答
25	大阪府	放課後子ども環境整備事業について、放課後児童クラブ設置促進事業と放課後児童クラブ障害児受入促進事業は、施設の改修を行うため、学校施設転用の財産処分手続を要し、放課後児童クラブ環境改善事業は改修を伴わないので、当該備品等の設置場所については、当該手続不要と考えてよいか。	公立学校施設を放課後児童クラブに転用する場合には、改修を伴う、伴わないに関わらず、財産処分手続は必要である。
26	山口県	児童厚生施設等整備費における補助基準額の算定についてご教示願いたい。 小型児童館にクラブ室を2部屋設ける場合の補助基準額は、どうなるのか。	2クラブ分の加算額(3,981千円×2=7,962千円)として算定して差し支えない。
27	愛媛県	修繕、備品の購入について、交付申請前に内容が適当か確認してもらいたいかどうか。	事前協議を行うことは考えていないが、交付申請前に具体的にご相談いただければ確認は可能である。
28	福岡県	比較的大規模な施設の内部を区分して複数のクラブ室を設ける計画は、20年度以降も児童厚生施設整備費の協議対象となるのか。	協議対象とする予定である。
29	新潟市	70人以上のクラブを分割するための施設整備については、下記のどちらの補助金が適当か？ ①放課後児童健全育成事業 放課後子ども環境整備事業費 ②児童厚生施設等整備費(従来、新設のみとの説明を受けているが、いかがか？)	分割の方法により異なると思われるが、 ①は、1つの部屋を固定間仕切りスライド等で分ける場合、 ②は、別の場所にクラブ室を創設する場合、 が考えられる。
30	長野県	放課後子ども環境整備事業の事業着手について 放課後子ども環境整備事業について、本年度の保育対策促進事業での申請手続きと同様と考えた場合、児童厚生施設等整備事業と異なり、事前協議、内示行為がなく秋頃に直接申請、交付決定という手続きで行われることが想定されるが、本事業を利用する市町村の多くは、保護者からの要望もあり、年度途中のできるだけ早い時期に施設改修、備品購入を行い開設することを望んでいる。 しかしながら、事前協議、内示行為がなく秋頃に直接申請となると、補助の裏付けがない状況で市町村が事業着手することは困難(万が一補助を受けられなくなった場合に費用全額を市町村が負うリスクを伴う)であると考え、放課後子ども環境整備事業に再編された場合もこのような申請手続きは改善されないのか。 また、放課後子どもプランの実施により、放課後児童クラブ設置促進事業の申請箇所数が、国の積算箇所数125箇所を上回ることも考えられるが、そのような状況になった場合でも、県が申請した箇所について全箇所満額補助を得られるのか。	「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱及び実施要綱を国の予算成立後できるだけ速やかに発出し、交付申請を受け付けることとしたい。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【施設整備】

質問番号	都道府県	質問	回答
31	徳島県	施設整備について 平成19年度の利用児童数が、70～71人前後と微妙な受入予定であり、70人で整備協議後に、71人を超えての利用があった場合、施設整備計画を変更して、2クラブ分の整備を行わないと補助対象外となるのか。もしくは、今後の児童数の推移等からみて、71人を超えるのが一時的であり、経過措置期間中に70人以内の利用に落ち着くことが見込まれる場合は、補助対象となるか。	児童数の考え方は、日々の利用児童数ではなく、年間を通じた平均的な登録児童数を根拠とすることに変わりはなく、当該児童数が71人以上の場合には2クラブ分として協議されたい。
32	千葉市	会議資料P. 20 ②放課後児童クラブ創設費等(ハード事業)について、(1)ア 創設費補助について、リース建設(建物は契約期間の10年が経過した後、市に無償譲渡する契約とする。)により放課後児童クラブを整備した場合も補助対象に含まれると解してよろしいか。【同旨:岡山市】 また、小学校近隣の民有地にリース建物を整備した場合の、土地賃借料も併せて補助対象となるか、ご教示願いたい。	学校敷地内に新設で整備したリース物件についても、本整備費の創設に該当し補助対象となるが、国庫補助は整備費である以上その創設年度に限ることになる。 また、土地賃借料については、本整備費がそもそも「土地の買収又は整地に要する費用」は補助対象外としているところであるため、対象外となる。
33	千葉市	イ 改修費補助について、空き店舗等とは、空き店舗・児童館以外に具体的にどのようなものを想定しているのか。 また、改修費補助の要件について、具体的にご教示願いたい。	公民館、民家・アパート、マンション、団地集会室等が考えられる。 また、補助要件については実施要綱(案)のとおり。
34	島根県	会議資料P35 放課後子ども環境整備事業 4(3)ただし書きが想定するのは、「大規模クラブの分割の場合のみ」のように受け止めたが、小規模のクラブにおいても、過去に改修した余裕教室が手狭になったため、同一校舎内の余裕教室を改修することは可能か。	「ただし書き」の対象となるのは、71人以上クラブの大規模解消のため分割する場合のみである。
35	東京都	平成19年度施設整備協議における「放課後子どもプランに基づき」という文言は、区市町村が策定する「事業計画」を指すのか。事業計画を策定しない区市町村(放課後児童クラブのみ実施する区市町村)は、施設整備の対象となるのか。優先順位は下がるのか。(同旨:静岡県)	「放課後子どもプラン」は、市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業)を総称する概念であり、事業計画のみを指すわけではない。放課後児童クラブのみ実施の市町村においても、事業計画を策定しただけと考えており、同計画を策定しない場合にも施設整備の対象にはなるが、同計画に基づく計画的な整備よりも優先順位は下がることになる。
36	岡崎市	小学校敷地内(校庭等)に新たに施設を創設し、平日昼間は学校施設として、放課後は「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」として活用する場合、施設建設費用に「放課後子ども環境整備事業費」補助金を活用することは可能でしょうか。また、当該施設を学校施設として建設することは可能でしょうか。	校庭等に新たに施設を創設し、「放課後児童クラブ」として活用する場合には、「児童厚生施設等整備費」を活用することは可能である。 なお、学校施設で放課後児童クラブを実施する場合には、用途変更手続が必要である。

○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)について

【その他】

質問番号	都道府県	質 問	回 答
37	兵庫県	一体的に実施する場合、「子ども教室」の経費を、「児童クラブ」の経費に流用できるか。	両事業は、それぞれの会計区分が異なるので、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」上経費の流用は不可。
38	福岡県	今後、放課後児童クラブの設置・運営に係る基準作成の予定についてお聞かせいただきたい。【同旨：兵庫県、山梨県、京都市、岩手県】	放課後児童クラブのガイドラインについては、種々調査をさせていただいたところであるが、国のガイドラインについては、19年中にお示しする予定である。
39	千葉県	将来的に「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室推進事業」は、それぞれ単独の事業として位置づけていくのか。「放課後児童クラブ」を手軽なボランティアで実施したり、「放課後子ども教室推進事業」に肩代わりしたりすることにならないか。【同旨：東京都】	「放課後子どもプラン」は、利用者のニーズ等に応じて、必要な地域に必要なサービスを提供するものであり、その実施によってこれまでの放課後児童クラブの水準やこれまで果たしてきた役割、機能がそなわれるものではないものと考えている。
49	東京都	第二種社会福祉事業の届出を受理する際には、「専用スペース又は専用部屋」や「カーペット、畳等」がなく、「適正な人数規模」や「年間250日以上」ではない放課後児童クラブも、届出を受理することは可能か。	各要件は、国庫補助の基準であり、第二種社会福祉事業の届出を受理するための要件ではない。児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」を行っていれば可能。
41	東京都	実施要綱中に「連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」とあるが、放課後児童の個別情報などを記入する連絡帳ではなく、「学童クラブだより」や「出欠カード」(個別情報が書き込みできないもの)のようなものでも代替可能か。	「家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」が「学童クラブだより」や「出欠カード」で代替出来るとは考えていない。これにより、ただちに補助金の対象外とはならないが、国としては児童や保護者のニーズに適切に対応していただきたいと考えている。

【児童環境づくり基盤整備事業関係】

(案)

雇児育発第 号
平成19年3月 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成19年度児童環境づくり基盤整備事業の協議等について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業の実実施計画の協議を下記のとおり実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式1による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式1による協議書を平成19年 月 日（ ）までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成19年度 採択方針について」（別添2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100万円、市区町村においては、50万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）

1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし、国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

- (1) 児童育成のための普及啓発事業
- (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業
- (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業
- (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議
- (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業
- (6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留意点

- (1) 6の(2)に定めるとおり、国の助成は原則として単年度であるが、事業の実施主体は当該事業を継続するよう努めるものとする。
- (2) 国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

- (1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとする。

平成19年度 採択方針について

1. 平成19年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、新しい事業展開をする取組や全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を採択する。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであるが、19年度については、特に、次の事業に取り組む場合に優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

①行政とNPO等との協働推進セミナーの開催

(取組内容)

単なる行政施策の地域活動の協力という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO等が地域の子育てをめぐる課題の共通認識を築き、相互の働きかけにより、より効果的な事業・活動を作り上げていくこと(協働)を進めていくための取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村 あたり300万円を上限

②行政と企業・経済団体等が協働して実施する子育て支援の推進を図る取組

(取組内容)

行政と企業・経済団体等が協働して、社会全体の子育て支援に対する意識の啓発や活動・取組の推進を図るため、子育て支援の取組を推進している企業に対する表彰の実施や先進企業の取組紹介、子育て支援をテーマとして企業や経済団体等と協働で実施するシンポジウム、講習会等の開催等を実施する取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

③地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援センター、つどいの広場、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うためのネットワークの形成のために実施する情報交換や合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村 あたり300万円を上限

④地域支援活動従事者の研修内容の向上

(取組内容)

各地で実施されている子育て支援活動従事者の養成に関して、それを具体的な事業に活用し、必要な技能に照らし研修内容の向上を図る取組。

(支援内容)

原則として、都道府県あたり500万円を上限

原則として、市町村 あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するための積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

①子ども虐待防止に向けた地域での取組

(取組内容)

子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な啓発活動として、オレンジリボン・キャンペーン（例：オレンジリボンを付けての子ども虐待防止パレードやオレンジリボン普及のためのイルミネーションの実施）など、社会全体で子ども虐待を防止する機運を高め、他の自治体の参考となる特色のある取組。（ただし、シンポジウム、講演会の開催等、既に多くの自治体で実施されている取り組みは除く。）

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

②市町村における子ども虐待の予防・防止に向けた取組

ア 地域における子ども・子育て見守り事業

(取組内容)

1歳6か月児・3歳児健診の未受診家庭、保育所、幼稚園、学校に通っていない家庭などに対し、児童委員・主任児童委員、NPO、教育機関等が連携して訪問を行うなど、地域全体で子ども・子育てを見守る先行的な取組（要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が既に設置され、生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業を実施している市町村が対象。）

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

イ 虐待を受けた子どもやその家族への支援・治療の取組

(取組内容)

虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもやその家族に対し、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた支援・治療プログラムを実施し、他の自治体の参考となる特色のある取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

③子ども虐待防止のための地域保健医療システムの構築

(取組内容)

医療機関からの虐待通告や要支援家庭に関する情報提供等を円滑に行うため、都道府県の医療機関、保健機関、児童相談所等の関係機関による地域保健医療システムを構築し、虐待通告や虐待の診断についてのマニュアル作成、虐待の診断等についての研修会の実施など、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県、指定都市、児童相談所設置市あたり
500万円を上限

(6) 都道府県と労働局が連携して実施する次世代育成支援対策に関する取組

(取組内容)

中小企業における一般事業主行動計画策定・実施の促進のため、労働局と連携した、事業主への説明会の実施、事業主訪問、周知啓発用資料の作成・提供など、労働局と連携した他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行い、国から求められた場合は、速やかにその報告を行うことは勿論のこと、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。

5. 別紙様式2の事業評価書については、平成20年3月末日までに提出すること。

なお、19年度事業の協議を行う自治体のうち、18年度においても本事業を実施している場合は、18年度事業の実施の内容や事業展開が19年度の取組にどのように活かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、19年度の協議にあたって、必ず、18年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。

6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。

- ① 施設や設備を整備することが目的の事業
- ② 前年度と同一内容の工夫がない事業
- ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
- ④ 他の補助金の振替的な事業
- ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
- ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
- ⑦ 単発の単なるイベント的事业
- ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
- ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業

7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。

また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

地域子育て支援拠点事業

	ひろば型	センター型	児童館型 (「民間児童館活動事業」の中で実施)
機能	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	
実施形態	①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・出張ひろばの実施（市町村直営の場合を除く。）（加算） （既にひろば事業を実施している主体が、翌年度の常設ひろば開設のステップとして、週1～2回出張ひろばを開設する場合に加算） ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢児童との交流の継続的な実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施	①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向けた地域支援活動を実施 ・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応	①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） ○ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	保育士等（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日、 1日5時間以上	週5日以上 1日5時間以上	週3日以上 1日3時間以上

※地域子育て支援センター（小規模型）については、3年間の経過措置期間内（平成21年度末まで）に、ひろば型かセンター型へ移行

地域子育て支援拠点事業実施要綱（案）

1 趣旨

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援拠点の設置を推進し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

3 実施形態

（1）ひろば型

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。

（2）センター型

地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。

（3）児童館型

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。

4 事業内容

ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。

（1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

（2）子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、公営の児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。

イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。

ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更すること

も差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。

オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組

ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

エ 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(2) センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で実施すること。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上（非常勤でも可）配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(ウ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。

b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。

d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。

e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談については、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

(イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援

a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。

b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。

(ウ) 地域の保育資源の情報提供等

a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。

b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(3) 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した

場所で実施すること。

- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。

なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

4の（1）から（4）に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。

6 留意事項

- （1）事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- （2）実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。
また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。
- （3）事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。
- （4）事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。
- （5）事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。
- （6）事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員（主任児童委員）、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

7 事業の実施手続等

市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。

都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。

8 費用

（１）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

（２）事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

別表3

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 ()	ひろば型の名称 (実施場所) ()	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年間 事業月数 月	開設日数 (曜日) 週 日 ()	土日開設 (土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	開設時間 (時間数) 時～ 時 ()	広 さ (㎡)	
	直営・委託・補助 ()	事業の内容 (具体的に)	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進						職員の状況		
			(2)子育て等に関する相談、援助の実施						常勤職員 人		
			(3)地域の子育て関連情報の提供						非常勤職員 人		
			(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施						ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人		
									備考		
出張ひろばの 実施の有無	No.	出張ひろばの名称 (実施場所) ()	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年間 事業月数 月	開設日数 (曜日) 週 日 ()	土日開設 (土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	開設時間 (時間数) 時～ 時 ()	広 さ (㎡)	
有・無		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()		
		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	時～ 時 ()		
地域の子育て力を高める取組の実施(ア～エに○をつける)								備考			
ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組				受入人数	合計()人 (中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)						
イ 地域の高齢者や胃年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組				実施回数	月()回実施		実施月数	()か月			
ウ 父親のサークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組					月()回実施			()か月			
エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組					週()回実施			()か月			
か所数計	合 計 (ひろば型 出張ひろば)			か所 か所 か所							

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、[]内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」及び「出張ひろばの名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

別表3

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	センター型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	
	事業の内容 (具体的に)	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進							職員の状況	
		(2) 子育て等に関する相談、援助の実施							常勤職員	人
		(3) 地域の子育て関連情報の提供							非常勤職員	人
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施							(うち保育士)	人
	地域支援活動 の実施内容									
	備考									
	計	か所								

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

別表3

オ 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(市町村名)

No.	委託・補助の別 (委託先又は補助先)	児童館型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	
	委託・補助 ()	(児童館・児童センター)	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()		
	事業の内容 (具体的に)	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進								職員(ひろば担当者)の状況	
		(2) 子育て等に関する相談、援助の実施								常勤職員 人	
		(3) 地域の子育て関連情報の提供								非常勤職員 人	
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	地域の子育て力を高める取組の実施										備考
	受入人数	合計()人 (中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)									
	計	か所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、[]内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館型の名称(実施場所)」欄は、上段に児童館型の名称を、下段()内に実施児童館又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

別表 3

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	職員の状況	備 考
	直営・委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
	出張ひろば 直営・委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
	出張ひろば 直営・委託・補助 []	()	年 月 日	火	週 日 ()	(土・日) 2. 月 回開設 3. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エについて、実施した取組について全て記入)										
か所数計	合 計		か所							
	〔 ひろば型 出張ひろば 〕		か所 か所							

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

別表 3

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	職員の状況	備 考
	直営・委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
地域支援活動の実施内容										
	直営・委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
地域支援活動の実施内容										
か所数計	か所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

別表 3

オ 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

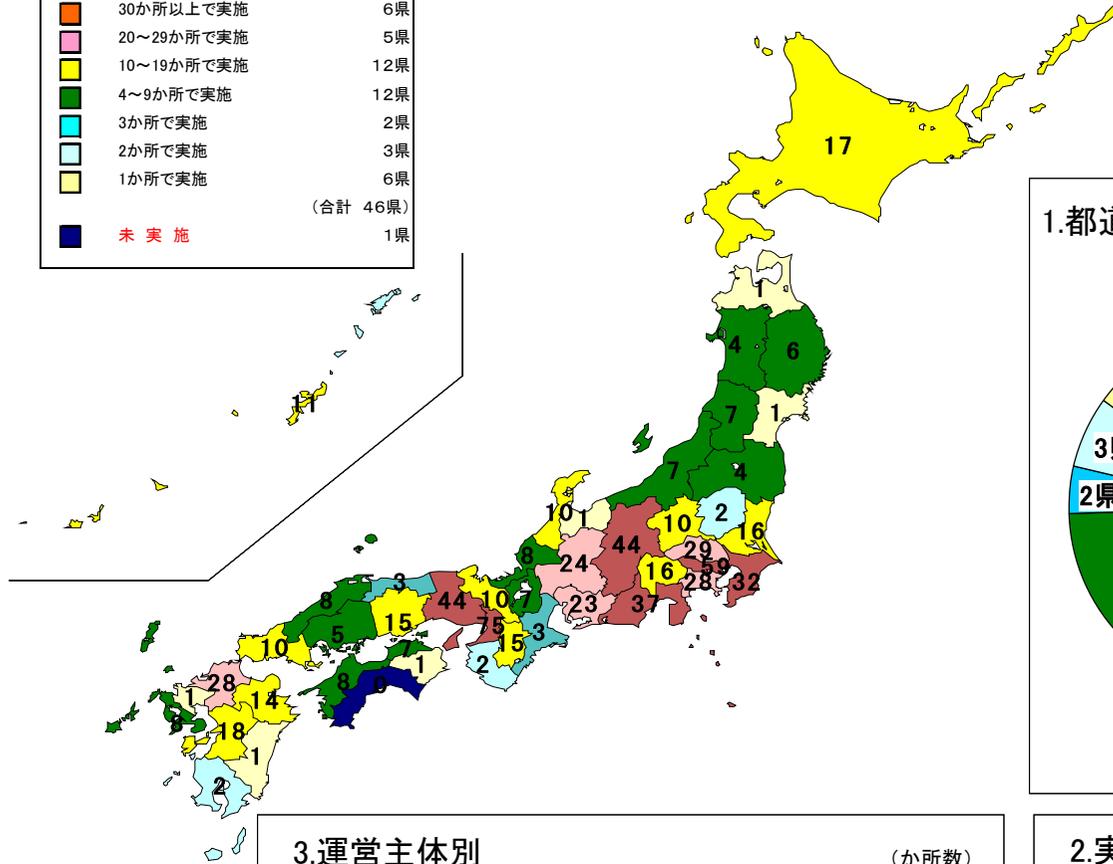
市町村名

No.	委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	児童館型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	職員の状況	備 考
	委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エについて、実施した取組について全て記入)										
	委託・補助 []	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	㎡	常勤 人 非常勤 人 ボランティア 人 (うち学生の数) 人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
か所数計	合 計		か所							

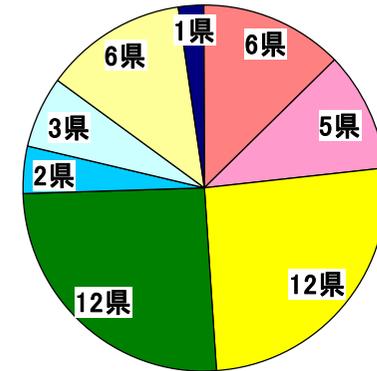
- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「職員の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

【参考資料】

平成18年度「つどいの広場事業」実施状況



1. 都道府県別

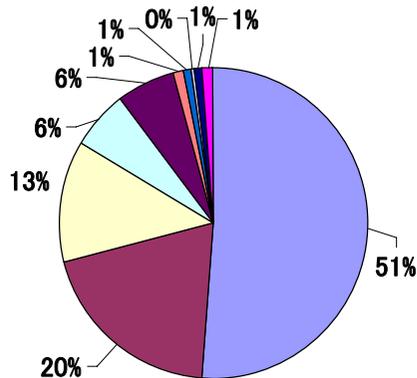


- 30か所以上 (大阪府・東京都・長野県・兵庫県・静岡県・千葉県)
- 20～29か所 (埼玉県・神奈川県・福岡県・岐阜県・愛知県)
- 10～19か所 (熊本県・北海道・茨城県・山梨県・奈良県・岡山県・大分県・沖縄県・群馬県・石川県・京都府・山口県)
- 4～9か所 (福井県・鳥根県・愛媛県・長崎県・山形県・新潟県・滋賀県・香川県・岩手県・広島県・秋田県・福島県)
- 3か所 (三重県・鳥取県)
- 2か所 (栃木県・和歌山県・鹿児島県)
- 1か所 (青森県・宮城県・富山県・徳島県・佐賀県・宮崎県)
- 未実施 (高知県)

3. 運営主体別

(か所数)

(合計 682か所)

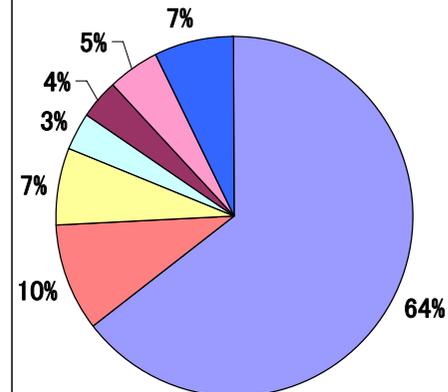


- 市町村直営 (349)
- NPO法人 (135)
- 社会福祉協議会 (86)
- 任意団体 (42)
- 社会福祉法人 (42)
- 社団・財団 (8)
- 学校法人 (5)
- 商店街振興組合 (2)
- 生活協同組合 (5)
- その他 (8)

2. 実施場所別

(か所数)

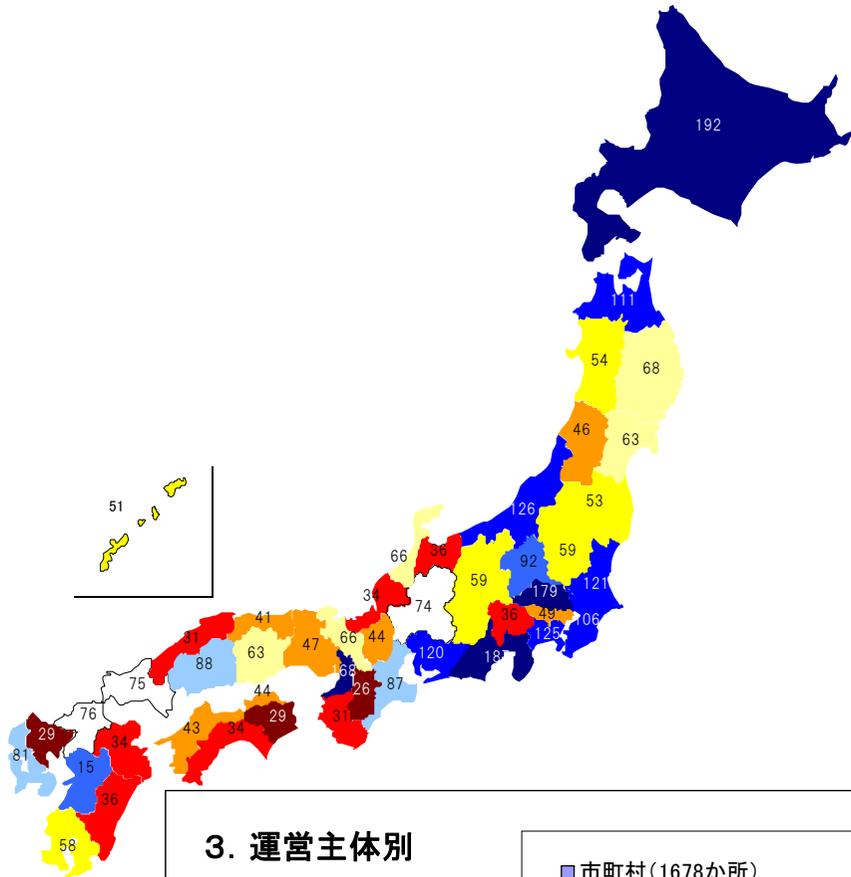
(合計 682か所)



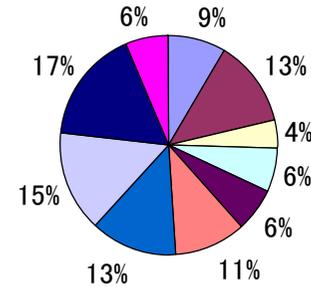
- 公共施設 (439)
- 児童館 (67)
[うち公営 48、民営 19]
- 商店街の空き店舗 (48)
- ショッピングセンター内 (22)
- 空き店舗 (25)
- 民家 (32)
- その他 (49)

平成18年度「地域子育て支援センター事業」実施状況

県名	か所数
1 北海道	192
2 静岡県	187
3 埼玉県	179
4 大阪府	168
5 新潟県	126
6 神奈川県	125
7 茨城県	121
8 愛知県	120
9 青森県	111
10 千葉県	106
11 熊本県	98
12 群馬県	92
13 広島県	88
14 三重県	87
15 長崎県	81
16 福岡県	76
17 山口県	75
18 岐阜県	74
19 岩手県	68
20 石川県	66
21 京都府	66
22 宮城県	63
23 岡山県	63
24 栃木県	59
25 長野県	59
26 鹿児島県	58
27 秋田県	54
28 福島県	53
29 沖縄県	51
30 東京都	49
31 兵庫県	47
32 山形県	46
33 滋賀県	44
34 香川県	44
35 愛媛県	43
36 鳥取県	41
37 富山県	36
38 山梨県	36
39 宮崎県	36
40 福井県	34
41 高知県	34
42 大分県	34
43 和歌山県	31
44 島根県	31
45 徳島県	29
46 佐賀県	29
47 奈良県	26
合計	3,436

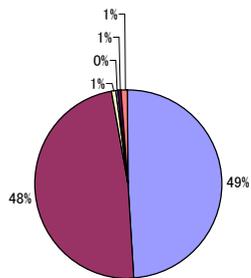


1. 都道府県別



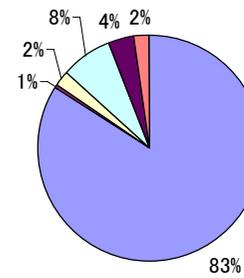
- 151か所以上
(4県:北海道・静岡・埼玉・大阪)
- 101～150か所
(4県:新潟・神奈川・茨城・愛知・青森・千葉)
- 91～100か所
(2県:熊本・群馬)
- 81～90か所
(3県:広島・三重・長崎)
- 71～80か所
(3県:福岡・山口・岐阜)
- 61～70か所
(5県:岩手・石川・京都・宮城・岡山)
- 51～60か所
(6県:栃木・長野・鹿児島・秋田・福島・沖縄)
- 41～50か所
(7県:東京・兵庫・山形・滋賀・香川・愛媛・鳥取)
- 31～40か所
(8県:富山・山梨・宮崎・福井・高知・大分・和歌山・島根)
- 21～30か所
(3県:徳島・佐賀・奈良)

3. 運営主体別



- 市町村(1678か所)
- 社会福祉法人(1662か所)
- 財団法人(33か所)
- 医療法人(4か所)
- NPO(23か所)
- その他(36か所)

2. 実施場所別



- 保育所(2886か所)
- 役所(19か所)
- 児童館(70か所)
[うち公営 59、民営 11]
- 福祉センター等公共的施設(264か所)
- 単独施設(122か所)
- その他(75か所)